

第1章 基本的事項

1 計画の目的

津山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第3項に基づき、本市における住民生活や事業活動において、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、津山市全域とし、住民生活や事業活動に起因して市内で排出される温室効果ガスを対象とします。

3 対象とする温室効果ガス

国は、中核市（人口20万人）未満の市町村が策定する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の対象とすることが望まれる部門・分野を次のように示しています。（表1）

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する7種類の温室効果ガス（表2）のうち、二酸化炭素（CO₂）以外の温室効果ガスについては、市内に対象となる発生源が少なく、算定に必要なデータの把握が困難であることから、本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）とします。

表1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の対象とすることが望まれる部門・分野

起源	部門・分野		ガス種別
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	CO ₂
		建設業・鉱業	
		農林水産業	
	業務その他部門		
	家庭部門		
	運輸部門	自動車（貨物）	
自動車（旅客）			
エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物

表 2 地球温暖化対策推進法に規定する温室効果ガス

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH ₄) (※)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O) (※)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) (※)		クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs) (※)		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆) (※)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素 (NF ₃) (※)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

※本計画では算定の対象外

4 基準年度及び計画期間

- ・基準年度：2013 年度
- ・計画期間：2018 年度～2030 年度（13 年間）

本市では、2018 年度に 2030 年度までの 13 年間の計画期間とする本計画を策定し、地域における温室効果ガス削減の取組を推進してきました。その後の社会情勢の変化に伴い、国、県の地球温暖化対策計画の改訂を踏まえ、5 年ぶりに見直しを行うこととします。

5 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づく地方公共団体実行計画として策定するものです。また、津山市第5次総合計画のもと、津山市第2次環境基本計画で掲げる環境将来像『刻を積み いのちはぐくむ水、土、緑、未来につなぐ にぎわいのまち』の実現に向け、国の地球温暖化対策計画や政府実行計画の内容を踏まえて、岡山県地球温暖化対策実行計画や本市の関連計画との整合を図りながら、温室効果ガス排出量削減のための具体的な実行計画として策定するものです。

図1 本計画の位置付け

